

浜松市農業バイオセンターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政財産の使用許可に関する事務処理要領（以下「要領」という。）

第2条第1項第1号及び第9号の規定により、浜松市農業バイオセンター（以下「センター」という。）の使用について地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を行う場合の基準等を定めるほか、その使用方法、遵守事項等について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「原苗」及び「原苗等」の用語の意義は、浜松市農業バイオセンター原苗譲渡に係る取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第2条に定めるところによる。

(使用者)

第3条 この要綱に基づくセンターの使用の許可は、取扱要綱の規定に基づき原苗の譲渡の決定を受けた団体その他市長が特に必要と認める団体に対して行う。

(使用目的)

第4条 この要綱に基づくセンターの使用の許可は、取扱要綱第3条に規定する目的のための原苗等の増殖培養、順化及び育成のために行う活動その他市長が特に必要と認める活動に使用する場合にのみ行う。

(使用範囲)

第5条 この要綱に基づくセンターの使用の許可は、次に掲げる施設の範囲内で行う。

(1) 浜松市農業バイオセンター施設

ア 本館（培養室1、培養室2、関連室）

イ 温室（順化温室）

ウ ビニールハウス（2連棟）

(2) 浜松市農業バイオセンター敷地内の土地

浜松市北区都田町3932番地の1地内（苗育成ハウス用地）

(許可の制限)

第6条 前3条の規定にかかわらず、市長は、センターの施設、設備等を損傷するおそれがあるときその他センターの管理上支障があると認めるときは、センターの使用を許可しない。

(使用許可の申請)

第7条 センターの使用の許可を受けようとする者は、浜松市公有財産管理規則（昭和39年浜松市規則第30号。以下「規則」という。）第1号様式の行政財産使用許可申請書及び要領第3条に規定する添付書類を市長に提出しなければならない。

(使用許可の決定及び条件)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認

めるときは、規則第2号様式の行政財産使用許可書により申請者に通知する。ただし、複数の申請が同時になされたときは、農業振興等の観点から有益性が高いと市長が認める申請を優先する。

- 2 市長は、前項の許可書に掲げる事項のほか、この要綱の規定を遵守しなければならない旨その他必要な事項をセンターの使用の許可の条件として付する。

(使用時間)

第9条 この要綱に基づくセンターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、センター内に立ち入り、第4条の活動を行うことができる時間は、毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)及び12月29日から1月3日までを除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、使用者は、同項に規定する時間以外の時間においても、センター内に立ち入り、第4条の活動を行うことができる。この場合において、使用者は、センターを管理する職員(以下「施設職員」という。)と協議のうえ、責任をもって適正にセンターを使用しなければならない。

(施設の備品等)

第10条 使用者は、施設内の備品等を使用するときは、施設職員の承諾を得たうえ、責任をもって適正に使用しなければならない。

- 2 使用者が故意・過失を問わず施設の備品等に破損等の損害を与えたときは、市長は、その復旧等を使用者に請求することができる。

(施設の消耗品等)

第11条 市長は、施設運営のための消耗品及び光熱水費等を負担する。ただし、使用者が施設内で自ら行う活動のための費用と市長が認めるときは、使用者は、その費用を自ら負担しなければならない。

(物品の持込)

第12条 使用者は、施設内へ物品を持ち込むときは、あらかじめ施設職員の承諾を得るとともに、当該物品を責任をもって適正に管理しなければならない。ただし、施設を汚すもの及びセンターの業務に支障が出るようなもの等は、持ち込んで서는ならない。

- 2 前項の物品及びその搬入行為に係る事故及び損害については、使用者がすべて自己の費用と責任において処理しなければならない。

(原苗等及び物品の保管)

第13条 使用者は、施設内で原苗等及び物品を保管するときは、あらかじめ施設職員の承諾を得るとともに、当該原苗等及び物品を責任をもって適正に管理しなければならない。ただし、施設を汚すもの及びセンターの業務に支障が出るようなもの等は、保管してはならない。

- 2 前項の原苗等及び物品に係る事故及び損害については、使用者がすべて自己の費用と

責任において処理しなければならない。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、センターを良好な状態に保つため、使用した室内の清掃を行い、常に清潔に維持するよう努めなければならない。

2 使用者は、センター内の器具(電気、水道、火気、その他)を使用するときは、その取扱いに注意し、使用後は元通りに戻さなければならない。また、火の始末や電気の消し忘れ等のないよう特に注意しなければならない。

3 使用者は、活動に使用した器具や物品について、整理整頓及び適正管理を徹底しなければならない。

(使用許可の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用者が取扱要綱の規定に基づき譲渡を受けた原苗等以外の苗をセンターにおいて使用したとき。

(3) 使用者がこの要綱の規定又は第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 市において、公用又は公共用に供するため、使用の許可に係る施設を必要とするとき。

(損害賠償)

第16条 市長は、使用者が故意・過失を問わずセンターの施設、設備等に損害を与えたときは、その損害代金を使用者に請求することができる。

(鍵の管理)

第17条 施設の鍵は、施設職員が管理する。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、使用者へ鍵を貸し出すことができる。

2 使用者は、前項ただし書の規定により鍵の貸出しを受けようとするときは、浜松市農業バイオセンター鍵貸出願(様式第1号。以下「貸出願」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 使用者は、第1項ただし書の規定により鍵の貸出しを受けるときは、貸出願に掲げる貸出条件を遵守しなければならない。

4 第1項ただし書の規定により貸し出した鍵に起因する損害が生じたときは、市長は、その損害代金を使用者に請求することができる。

(使用報告)

第18条 使用者は、使用期間の満了日から10日以内に、その使用状況について浜松市農業バイオセンター施設使用報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成23年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条及び第8条の規定による許可の申請及び許可の決定並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条及び第8条の規定による許可の申請及び許可の決定並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(あて先) 浜松市長

所在地

名称及び代表者氏名

浜松市農業バイオセンター鍵貸出願

浜松市農業バイオセンターの使用に関する要綱第17条の規定により、次のとおり鍵の貸し出しを希望します。なお、その使用に際しては、下記の貸出条件を遵守し、適正に取り扱います。

記

1 貸与者 氏 名
住 所
電話番号

2 鍵の種類

3 貸出期間

4 使用目的

5 特に貸出を必要とする理由

6 貸出条件

- ・ 貸し出された鍵は、盗難・紛失等の無いよう適正に管理します。
- ・ 貸し出された鍵を転貸又は許可された目的以外の用途に供しません。
- ・ 貸し出された鍵を盗難・紛失した場合における損害について、一切の責任を負い、損害代金を補償します。
- ・ 貸し出された鍵により、浜松市に損害が生じた場合、その損害について一切の責任を負い、損害代金を補償します。
- ・ 貸出期間内において返還要請があった場合及び貸出期間が終了した場合は、迅速に鍵の返還をいたします。
- ・ 貸し出された鍵の不適切な使用等による返還要請があった場合、これによって生じた損失について、その補償は求めません。

様式第2号(第18条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称及び代表者氏名

浜松市農業バイオセンター施設使用報告書

浜松市農業バイオセンターの使用に関する要綱第18条の規定により、浜松市農業バイオセンターを適正に使用したことを下記のとおり報告します。

記

- 1 使用物件
- 2 使用期間
- 3 使用状況